

論点に対する回答

重点分野	商業登記等																																	
省庁名	法務省																																	
論点	<p>1. 電子化・オンライン化の推進</p> <p>① 法人設立登記、役員変更登記に関する本人申請は、以下表のとおりオンライン利用率が極めて低い状況にある（前年同月比で、法人設立登記は+0.9%で0.9%、役員変更登記は▲1.1%で0%）。加えて、補正率についても、依然として高い水準にあり、前年同月より上昇している（前年同月比で、法人設立登記は+4.4%で27.9%、役員変更登記は+3.7%で35.6%）。この原因について、どのように分析しているか。</p> <p>【本人申請手続のオンライン申請率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年10月 [実績]</th> <th>2018年10月 [実績]</th> <th>2020年3月 [目標]</th> <th>将来的な目標 (2022年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人設立登記 (前年同月比)</td> <td>0.0%</td> <td>0.9% <u>(+0.9%)</u></td> <td>3.0%</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>役員変更登記 (前年同月比)</td> <td>1.1%</td> <td>0.0% <u>(▲1.1%)</u></td> <td>3.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本人申請の補正率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年10月 [実績]</th> <th>2018年10月 [実績]</th> <th>2020年3月 [目標]</th> <th>将来的な目標 (2022年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人設立登記 (前年同月比)</td> <td>23.5%</td> <td>27.9% <u>(+4.4%)</u></td> <td>18.8%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>役員変更登記 (前年同月比)</td> <td>31.9%</td> <td>35.6% <u>(+3.7%)</u></td> <td>25.5%</td> <td>20.4%</td> </tr> </tbody> </table>					2017年10月 [実績]	2018年10月 [実績]	2020年3月 [目標]	将来的な目標 (2022年3月)	法人設立登記 (前年同月比)	0.0%	0.9% <u>(+0.9%)</u>	3.0%	25.0%	役員変更登記 (前年同月比)	1.1%	0.0% <u>(▲1.1%)</u>	3.0%	20.0%		2017年10月 [実績]	2018年10月 [実績]	2020年3月 [目標]	将来的な目標 (2022年3月)	法人設立登記 (前年同月比)	23.5%	27.9% <u>(+4.4%)</u>	18.8%	15.0%	役員変更登記 (前年同月比)	31.9%	35.6% <u>(+3.7%)</u>	25.5%	20.4%
	2017年10月 [実績]	2018年10月 [実績]	2020年3月 [目標]	将来的な目標 (2022年3月)																														
法人設立登記 (前年同月比)	0.0%	0.9% <u>(+0.9%)</u>	3.0%	25.0%																														
役員変更登記 (前年同月比)	1.1%	0.0% <u>(▲1.1%)</u>	3.0%	20.0%																														
	2017年10月 [実績]	2018年10月 [実績]	2020年3月 [目標]	将来的な目標 (2022年3月)																														
法人設立登記 (前年同月比)	23.5%	27.9% <u>(+4.4%)</u>	18.8%	15.0%																														
役員変更登記 (前年同月比)	31.9%	35.6% <u>(+3.7%)</u>	25.5%	20.4%																														
【回 答】	<p>①（オンライン申請率について）</p> <p>本人申請については、申請人がオンライン申請をするために必要な電子証明書（法人設立登記については商業登記電子証明書を取得していないため、公的個人認証に係る電子証明書が必要となる）を取得していない等の理由により、代理人申請と比べてオンライン申請が低迷している状況である。</p> <p>なお、現在、基本計画に基づき、オンライン申請率の向上のための取組を実施しているところであるが、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会において取りまとめられた方策については、2020年度中に運用を開始する予定である。今後、本方策により、オンライン申請率の向上に取り組んでまいりたい。</p>																																	

(補正率について)

本人申請は、専門的な知識を有する資格者による代理人申請と比較して補正率が高い状況であるところ、法人登記については日取りを重視し、毎月1日や大安の日に多く申請される傾向にある。2018年は10月最初の月曜日が10月1日であり、かつ大安であったことから、2017年より多く申請され(2017年1,156件,2018年1,399件)、当該日に申請しようとして申請内容等の精査が不十分なまま申請されているものも増加したことが一因であると考えられる(この補正率は、10月最初の月曜日に実施した複数の登記所における登記申請書のサンプル調査に基づく算出結果である。)

なお、現在、基本計画に基づき、補正率の低減のための取組を実施しているところであるが、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会において取りまとめられた方策については、2020年度中に運用を開始する予定である。今後は、本方策を確実に実施するとともに、適切なサンプル数に基づいて補正原因の分析を行った上で、補正率の低減に取り組んでまいりたい。

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論 点	<p>1. 電子化・オンライン化の推進（続き）</p> <p>② 本人申請のオンライン利用率を向上させるため、以下の措置を講じるべきではないか。</p> <p>（1）社会保険等の分野においては API 連携によって民間ソフトウェアからの申請が増加し、オンライン利用率が大幅に向上しつつある。登記分野においても同様に API を早急に開放※すべきではないか。</p> <p>※ここでいう「開放」とは、プログラムを公開し、その旨を広く周知した上で、API 導入実践ガイドブック等も併せて公表する等、開発事業者が利用する目的に適した形で提供することをいう。</p> <p>（2）「オンライン申請できる」手続についても、「申請書はオンラインで提出できるが、添付資料（議事録等）は別途郵送する必要がある」という実態がある。添付書類も郵送によることなく、電子で手続を完結できる制度・手続にすべきではないか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>②（1）登記・供託オンライン申請システムは、民間事業者等が独自に開発する申請用ソフトウェアとの連携を強化するため、API を公開しており、既に複数の民間事業者等が開発した申請用ソフトウェアと API による連携を行っている。</p> <p>また、当該 API について、政府方針を踏まえ、開発者及び利用者にとって利便性の高い API とするため、内閣官房が策定した「API 設計・運用実践ガイドブック」及び「API テクニカルガイドブック」に沿った API として整備し、標準化を図る予定としている。</p> <p>（2）現在の商業登記制度においても、議事録等の添付書面を電磁的記録で提出することは可能であることから、今後、商業登記法の改正により、法人設立における印鑑届出を任意とする制度が実現されることにより、電子で手続を完結できるようになる。</p> <p>なお、現在の制度においては、議事録を電磁的記録で提出する場合、作成者全員の電子署名が必要となるため、このことがオンライン申請促進の妨げの一因となっていると考えられるところ、添付書面に付与すべき電子署名の要件を緩和することを検討している。</p>	

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論 点	<p>1. 電子化・オンライン化の推進（続き）</p> <p>③ 政府全体で「デジタルガバメント」が推進され、他の分野でも積極的な取組が進められる中で、「2020年3月3.0%」「2022年3月25%」という目標値を改定し、引き上げるべきではないか。（このままいくと、遠くない将来、あらゆる手続がオンラインでできるのに、登記に関する手続だけが紙手続という状況にならないか。）</p> <p>④ 本人確認ガイドライン（各府省情報化統括責任者（CIO^{*1}）連絡会議決定）では、「申請データに対して、法人等代表者へ発行された電子証明書^{*2}を用いて、電子署名を付与」と「法人共通認証基盤による多要素認証（ID・パスワード）」は同じリスクレベル（レベル2：遠隔または対面での身元確認・複数の認証要素）となっている。</p> <p>したがって、変更登記等の認証手段としては、法人共通認証基盤（ID・パスワード方式）を利用することも可能ではないか。</p> <p>※1 各省庁（法務省含む）の官房長等が構成員を務める。</p> <p>※2 対面によって発行された IC カードを用いて付与された電子署名はレベル3であるが、商業登記電子証明書は郵送でも発行可能であり、かつ、ハードウェアトークン（≒ICカード）は用いておらず、レベル2に分類されている。</p>
【回 答】	<p>③ ①, ②のとおり、オンライン申請率の向上のための取組を実施しているところであるが、抜本的な改善が見込まれるのは、平成32年度（2020年度）中に運用を開始する法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会において取りまとめられた方策であるという認識である。このことを踏まえると、現時点において、基本計画における目標を引き上げることは困難であるが、今後の取組状況を踏まえて改定することも検討していきたい。</p> <p>④ これまでのヒアリングでも御回答しているとおり、会社に法人格を付与して、その登記事項を公示するとともに、会社代表者の印鑑証明書及び商業登記電子証明書を発行している商業登記制度については、近年、法人格の悪用防止の観点から、内閣府消費者委員会等関係各所から真実性の確保が要請されているところである。</p> <p>本年2月に本人確認ガイドラインが示され、商業登記電子証明書が「法</p>

人共通認証基盤による多要素認証（ID・パスワード）」と同じリスクレベルに位置付けられていることは承知しているが、これは本人確認のレベルを評価したものであるから、ID・パスワード方式であっても、情報が改ざんされていないことの確認はできず、非改ざん性の証明は電子証明書でなければ不可能であると理解している。そのため、改ざんされた情報に基づき、不正な登記が行われた場合の悪影響が大きい商業登記については、ID・パスワード方式ではなく、電子証明書を活用することが相当である。

また、商業登記電子証明書の普及促進は、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の実現に向けて取り組むこととされた法人設立登記における印鑑届出の任意化と併せて取り組まなければならない施策であり、現在、2020年度中の実現に向けて、商業登記法の改正やシステム改修等の取組を確実に実施しなければならない状況であるところ、ID・パスワード方式の導入の検討は、困難である。

一方で、電子署名が必要以上に求められることがオンライン申請促進の妨げの一因となっている点は認識しているところであり、この点は、②の回答のとおり、添付書面に付与すべき電子署名の要件を緩和することを検討している。

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>1. 電子化・オンライン化の推進（続き）</p> <p>⑤ 商業登記電子証明書の発行済数（足元で利用可能なもの）の最新値は、3万弱^{※1}に留まる。仮に登記申請等について電子証明書が必要であるとするならば、一定回数までの行政手続に利用する商業登記電子証明書の利用料を無償にするなど、利用頻度の少ない事業者に負担とならないオンライン利用の促進方策を検討すべきではないか。</p> <p>⑥ 上記に関連し、政府全体のデジタル化の取組で本人確認が重要な論点となっていることを踏まえ、「商業登記電子証明書の発行済数」については、制度開始の年度に遡って公表するとともに、今後も定期的・継続的に法務省 HP で公表していくべきではないか。その際、課題の分析を行うため、有効期限別、発行対象者別の内訳等も併せて公表していくべきではないか。^{※2}</p> <p>※1 直近の最新値は、第7回行政手続部会第2検討チーム（平成30年3月23日）にて法務省提出資料にある29,151件。</p> <p>※2 電子証明書機能を有するマイナンバーカードについては、既に2～5か月おきに交付件数を公表している。</p>
【回答】	
<p>⑤ 商業登記電子証明書の利用促進に係る取組については、「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」（平成30年5月法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会取りまとめ）の「Ⅲ. 法人設立における印鑑届出を任意とする制度の実現」に盛り込まれている（P10～）ところ、現在、商業登記電子証明書のオンライン発行請求手続の創設、その取得の手間・利用コストの負担軽減等について検討を進めている状況である。</p> <p>⑥ 御指摘を踏まえ、証明期間別申請件数等の内訳等を記載した商業登記電子証明書の発行件数の公表の実施について検討することとしたい。</p>	

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>2. 規制改革ホットラインに寄せられた意見について</p> <p>⑦ 規制改革ホットラインに、「確定日付は公証役場以外でも、法務局で受けることができる。これらの申請先についても、オンラインで申請できるように改善すべきである」という意見が寄せられている。これに対し、法務省からは、「利用件数が減少傾向にあることを踏まえ、慎重に検討」という回答をいただいたところであるが、具体的な件数の推移を示していただいた上で、オンライン化を実現できないのか、技術面での課題等は何なのかについて、ご回答いただきたい。</p>

【回 答】

法務局における確定日付の付与の利用件数は以下のとおりであり、減少傾向にある。

オンライン化の実現については、新たにシステムを開発する経費等が必要となることから、法務局における紙の私署証書についての確定日付の付与の利用件数が減少傾向にあること、既に公証役場でオンライン手続が可能であり、そのようなオンラインによる申請は全国いずれの公証役場に対してもすることができる現状を踏まえると、法務局においてもオンライン手続による確定日付の付与の手続を導入することは、慎重に検討していく必要があると考えられる。

【法務局における確定日付利用件数】

平成 20 年度	124,009 件
平成 21 年度	107,495 件
平成 22 年度	101,133 件
平成 23 年度	95,685 件
平成 24 年度	84,248 件
平成 25 年度	81,519 件
平成 26 年度	75,610 件
平成 27 年度	68,184 件
平成 28 年度	62,338 件
平成 29 年度	57,454 件

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p data-bbox="368 309 692 344">3. 電子公告について</p> <p data-bbox="368 353 1426 488">⑧ 登記情報の公告について、会社法により、官報や日刊紙または電子公告により行う必要がある（官報では1枠につき36,489円の費用が発生。）（会社法第939条第1項）。</p> <p data-bbox="395 497 1426 824">電子公告では、官報又は日刊新聞紙の場合と異なり、事後の改ざんが容易である等の理由により、電子公告が適法に行われた客観的証拠を残すため、自社ウェブサイト等に公告情報を掲載後、一定期間は法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関の調査を6時間に1度以上の頻度で受ける必要があり、調査委託コストが発生する（ある調査機関の場合、1公告調査（4か月未満）につき、公告調査委託料は約8万円）（電子公告規則第5条1項）。</p> <p data-bbox="395 833 1426 967">この論点について、昨年度の行政手続部会において以下の通り「慎重な検討を要する」旨の回答をいただいた所であるが、その後の検討状況について、ご回答いただきたい。</p> <p data-bbox="395 1025 1426 1115">第7回行政手続部会第2検討チーム 資料1-2（法務省提出資料）（抜粋）</p> <div data-bbox="400 1122 1422 1400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="408 1126 1414 1395">改ざんすることができない公共のサーバーを利用した電子公告を会社法上許容するか否かについては、電子公告調査機関の調査を不要とするに足りるだけの安全性等としてどの程度のものを必要とすべきであるかや、そのような安全性等を備えた公共のサーバーを準備する実現性やそれに要するコスト等を踏まえた慎重な検討が必要であると認識している。</p> </div>
<p data-bbox="177 1417 363 1453">【回答】</p> <p data-bbox="161 1464 1426 1989">⑧ 公共のサーバーを利用した電子公告の実現性については、電子公告調査機関の調査を不要とするに足りるだけの安全性等としてどの程度のものを必要とすべきであるかや、そのような安全性等を備えた公共のサーバーの準備に要するコスト等を踏まえた慎重な検討が必要であると認識しているが、そもそも、電子公告制度を設けるに当たっては、「民間に委ねられるものは民間に」という政府の方針の下、民間に委ねることとされ、電子公告調査機関の登録制度等が設けられたものである。また、「デジタル・ガバメント実行計画」においては、政府情報システム数の半減を目指すため、システム要件や業務要件の精査を進め、達成に向けた取組を着実に実施することとされている。</p> <p data-bbox="236 2000 1426 2038">このような経緯や趣旨等も踏まえると、公共のサーバーを利用した電子</p>	

公告を会社法上許容することは困難である。

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>4. コスト計測結果について</p> <p>⑨ 平成30年度のコスト計測結果によると、平成29年度に比べ、「株式会社の設立の登記」については56.2%削減、「株式会社の役員変更の登記」は70.3%削減となっている。これについて、以下(1)～(3)について、ご説明下さい。</p> <p>(1) コスト計測結果の内訳を記載頂きたい。 (2) 高い削減率となった要因について、分析の上ご説明頂きたい。 (3) 今回算出したコストを取組開始時のコストとしたいとの以下の申し出について、詳細な説明をお願いしたい。(今回算定したコストを基準としたい理由が、以下の説明では把握しかねるため)</p> <p>(法務省からの申し出)</p> <p>平成30年9月から11月までの間に登記申請人に対して実施したアンケート調査の結果(平均値)に基づき算定した。 なお、平成29年度における作業時間は、短期間かつ小規模で実施したアンケート調査に基づいて算定した数値であるため、今回算定した作業時間を基準にして目標を設定したい。</p>
【回答】	<p>(1) 別添のとおり。</p> <p>(2) 平成30年度におけるコスト計測の結果が取組初年度の結果と比較して大きく減少した理由は、アンケートの調査結果の精度によるものであり、現実にコストが削減されたものではないと認識している(理由については、(3)のとおり)。</p> <p>(3) コスト計測結果の「1件当たりの作業時間」は、登記申請人に対して実施したアンケート調査の結果(平均値)であるところ、取組初年度(平成29年度)のコスト計測については、平成30年3月に行政手続部会から御指示を受けた後、基本計画の改定に合わせるため、同年4月中にアンケート調査を実施し、集計する必要があったことから、短期間かつ小規模(6日間、約60件)で実施せざるを得なかった。このため、初年度の計測結果は、必ずしも精度の高い数値とはい</p>

えないものと認識している。一方、平成30年10月に実施した2年度目のアンケート調査については、約2か月間にわたり、約600件の回答から平均値を算出することができたことから、2年度目の計測結果を基準にして目標を設定することが相当であると考えたものである。

事業者の作業時間

作業内容		株式会社の設立の登記			株式会社の役員変更の登記		
			うち 代理人申請	うち 本人申請		うち 代理人申請	うち 本人申請
申請前の相談等(※1)		80分	82分	55分	39分	36分	70分
添付書面の作成・取得 (手続に必要な移動時間等を含む。)	原始定款	111分	110分	146分			
	原始定款以外の書面	103分	103分	99分	97分	98分	85分
原本還付用のコピーの作成		11分	11分	1分	8分	9分	4分
登記申請書の作成		52分	51分	71分	44分	42分	63分
登記申請後の補正		12分	11分	26分	15分	10分	68分
関係官署等への登記事項証明書の提出(※2)		87分	87分	87分	42分	42分	42分
合計		456分	455分	485分	245分	237分	332分

○ 平成30年9月から11月までの間に登記申請人に対して実施したアンケート調査の結果(平均値)によるものである。

【調査件数】(設立の登記)代理人申請:約550件, 本人申請:約40件 (役員変更の登記)代理人申請:約540件, 本人申請:約50件

※1 代理人申請については依頼者からの相談に応じた時間, 本人申請については法務局への電話相談やホームページの閲覧等に要した時間を計上している。

※2 代理人申請のアンケートで登記完了後に取得した登記事項証明書の通数を調査し, その平均値について1通につき30分を乗じた時間を計上している(設立登記は2.9通×30分, 役員変更登記は1.4通×30分)。

法務局・公証役場における確定日付の付与について

法務局における確定日付の付与

- ・ 全国416か所の法務局で行うことができる(民法施行法第5条第1項第2号)。
- ・ 登記官が、私署証書に、日付ある印章(確定日付印)を押捺して確定日付を付与する(同法第6条第1項)。
- ・ オンラインによる確定日付の付与は行っていない。



確定日付印

【法務局における確定日付利用件数】

H20年度	124,009件
H21年度	107,495件
H22年度	101,133件
H23年度	95,685件
H24年度	84,248件
H25年度	81,519件
H26年度	75,610件
H27年度	68,184件
H28年度	62,338件
H29年度	57,454件

公証役場における確定日付の付与

- ・ 全国285か所の公証役場で行うことができる(民法施行法第5条第1項第2号)。
- ・ 公証人が、私署証書に、日付ある印章(確定日付印)を押捺して確定日を付与する(同法第6条第1項)。
- ・ オンラインによる確定日付の付与を行っており、全国いずれの公証役場に対しても申請が可能である(同法5条2項)。



確定日付印

【公証役場における確定日付利用件数】

H20年度	848,237件	3,317件
H21年度	758,552件	3,800件
H22年度	727,693件	5,501件
H23年度	697,367件	4,971件
H24年度	620,336件	1,361件
H25年度	582,389件	1,863件
H26年度	533,458件	2,433件
H27年度	541,632件	2,809件
H28年度	525,051件	3,629件
H29年度	476,878件	5,679件

■ 書面
■ オンライン